

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社

代表取締役 関川 泰子

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成29年3月29日

葛飾区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを含む。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

COPY

- 4 作業場所 葛飾区の区域内
- 5 許可期間 平成29年4月1日 から
平成31年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

保管・積替施設については、以下のとおりとする。

- ・設置場所は、東京都葛飾区東立石三丁目5番1号とする。
- ・施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。
- ・施設の使用方法は、一般廃棄物を車両に積載した状態での積置きに限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この許可について不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法の規定により葛飾区長に対し、書面により審査請求をすることができます。（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る決定を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法の規定により葛飾区を被告として（葛飾区長が被告の代表者になります。）提起することができます。（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると許可の取消しの訴えをすることができなくなります。）。